

審査会回答 第 8 号
平成 20 年 4 月 1 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成 19 年 1 月 20 日付け保指第 5 3 6 1 号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

1 事案名

意見照会第 8 号

平成 19 年 8 月 1 日付けで異議申立人から提起された、平成 19 年 7 月 20 日付け保指第 3 8 3 号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

2 回答内容

(1) 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

(2) 理由

ア 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における、「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は「鋸南町への国保法 72 条の 2 の 2 第 2 項の県負担金について、鋸南町へ保険指導課担当者の渡辺氏が、基礎賦課総額と介護納付金賦課総額の算定方法とその金額の根拠についての疑義についてを千葉県補助金等交付規則による報告を求めないのが許される根拠についてわかる一切の書類」というものである。

イ 実施機関は、「千葉県補助金等交付規則による報告を求めないのが許される根拠についてわかる一切の書類」とあり、同時期の開示請求書から鋸南町の事務処理が不適正であることを前提とした開示請求であると判断したが、本件請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものであるか不明であったため、平成 19 年 7 月 13 日付け保指第 3 6 6 号により異議申立人に対し、具体的な行政文書を示しこれを開示してよいか確認を求めたところ、平成 19 年 7 月 14 日付けで異議申立人から補正書が送付された。

ウ 補正書に記載された内容は「鋸南町への国保法72条の2の2第2項の県負担金について、鋸南町へ保険指導課担当者の渡辺氏が、基礎賦課総額と介護納付金賦課総額の算定方法とその金額の根拠についての疑義についてを千葉県補助金等交付規則による報告を求めないのが許される根拠についてわかる一切の書類（実績報告書を除く）（（基礎賦課総額と介護納付金賦課総額が正しいのか不明であることを明らかにした書類含む。）」というものであった。

実施機関は、補正書には本件請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

エ 当審査会で、異議申立人から提出された開示請求書及び補正書を確認したところ、本件請求は、鋸南町の国民健康保険に関する事務処理が適正に行われていないこと前提とした開示請求であることが認められる。

また、補正書には、上記ウのと通りの記載がされているものの、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第1項第4号の「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められなかった。

オ 以上のことから、本件請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。